

龍ヶ崎市建設工事等現場代理人の常駐義務緩和措置に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、龍ヶ崎市が発注する建設工事及び施設の維持管理等の業務委託（以下「建設工事等」という。）において、龍ヶ崎市契約規則第23条第1項に規定する「建設工事請負契約書」第10条第2項の規定に関わらず、現場代理人の工事現場への常駐義務を緩和し、技術者の少ない受注者の負担を軽減するものである。本要領は、その緩和措置に関する取扱について定めるものである。

(現場代理人の兼任を認める条件)

第2条 龍ヶ崎市発注の建設工事等のうち、次の各号のいずれにも該当する場合においては、現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 兼任させようとする建設工事等はいずれも公共事業（国又は他の地方公共団体発注の工事を含む。）であり、現場が龍ヶ崎市内にあること。
- (2) 兼任は2件までとし、建設工事の場合は契約金額（条件付き一般競争入札の場合は予定価格）がそれぞれ2,500万円未満のものに限るものとし、業務委託の場合は金額を問わないものとする。
ただし、直接管理が可能な同一敷地内で施工する建設工事はこの限りではない。
- (3) 兼任させようとする建設工事等の契約額がいずれも低入札基準価格を下回る契約でないこと。
- (4) 現場代理人が担当した龍ヶ崎市発注の直近の建設工事の工事評定点が、65点未満でないこと。
- (5) 現場代理人は常時連絡を取れる体制を保ち、一方の現場に偏ることなく、現場の適切な運営及び取締りを行い、契約の履行に支障がないようにすること。

(現場代理人の兼任手続き)

第3条 請負者は、現場代理人の兼任をしようとする場合は、契約締結時又は契約締結後において、現場代理人兼任届（様式第1号）に所定の事項を記入のうえ、財政課に届け出なければならない。

- 2 前項の規定に基づく届け出は受理をもって承認したものとする。

(契約変更の取扱)

第4条 現場代理人の兼任を認める建設工事等において、契約変更により請負代金額が第2条第2号に規定する金額以上となった場合も、引き続き現場代理人の兼任を認めるものとする。

(現場代理人の兼任の取消し等)

第5条 現場代理人を兼任することにより、現場の体制に不備が生じ、又は不良な工事となったときは、現場代理人の兼任の承認を取消し、工事成績への反映、指名停止等必要な措置を講ずる場合がある。

2 前項の規定により兼任の取消しがあった場合、その後の発注工事等においては、原則として兼任を認めない。

付 則

この要領は、平成22年10月1日から施行し、同日以後に起工決議する建設工事等から適用する。

付 則

この要領は、平成28年1月1日から施行し、同日以後に起工決議する建設工事等から適用する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

現場代理人の兼任届

龍ヶ崎市長 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

兼任を 行う 工事等	件名		
	場所		
	履行期間		
	請負金額 (予定金額)		
	概要		
	現場代理人	氏名	連絡先

上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼任するので届出します。
なお、両工事の施工に当たっては関係法令等を遵守し、安全管理等に留意します。

既契約 工事等	件名		
	場所		
	履行期間		
	請負金額		
	概要		
	発注機関		監督職員氏名

※添付書類：既契約工事等に係る位置図、工程表